

# 第1問 答案用紙<1>

## (租税法)

### 問題1

#### 問1

A社がB社に譲渡した甲土地は譲渡損益調整資産に該当するので、譲渡益相当額が損金算入されている（法人税法61条の13第1項）。取引①では甲土地をB社からC社に譲渡しているため、A社において損金算入した譲渡益相当額が益金算入される（法人税法61条の13第2項）。なお、B社においてはC社への譲渡額と取得価額が同額のため、課税所得は生じない。

#### 問2

取引②による現金の贈与について、B社においては寄附金の額に該当する（法人税法37条⑦）。B社及びC社はそれぞれA社による完全支配関係があることから、B社における寄附金の全額が損金不算入となる（法人税法37条2項）。

#### 問3

取引③による乙土地の贈与は、居住者個人が法人に贈与していることから譲渡時の乙土地の価額6,000万円で譲渡したものとみなされる（所得税法59条1項）。また、乙土地はPの父Qが購入したものであるが、Pが相続により引き継いでいることから、購入時の時価相当額3,000万円が取引③における譲渡所得金額計算上の取得費となる（所得税法60条①）。

#### 問4

取引④による特許権使用料について、貸付けの相手方であるD社は非居住者ではなく外国法人であるものの、これを非居住者と捉えたならば、取引④は輸出免税取引に該当する（消費税法7条）。そのため、取引④による特許権使用料には日本の消費税は課税されない。

各6点、合計24点

# 第 1 問 答案用紙< 2 >

## (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法39条の2 ----- -----
②	○	消費税法6条 ----- -----
③	×	法律で禁止されている取引であっても、当該取引は資産の譲渡等に該当（消費税法2条1項八号）し、非課税（消費税法6条）に該当しないことから、課税資産の譲渡等に該当し（消費税法2条1項九号）、消費税が課税される。
④	×	みなし配当の基因となる事由により交付を受けた金銭等の額の合計額が交付した法人の資本金等の額のうちその法人の株式等に対応する部分の金額を超える部分の金額は配当等の額とみなされる（法人税法24条）。
⑤	×	P から贈与は非課税（所得税法9条1項十六号）、それ以外の所得は38万円以下のため、Q はP の扶養親族であり（所得税法2条1項三十四号）、年齢が17歳なので控除対象扶養親族に該当する（所得税法2条1項三十四の二号）

○×及び記述欄の①②は各1点、記述欄の③～⑤は各3点、合計16点

## 第 2 問 答案用紙< 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の金額	713,316,675	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取利息及び配当金等について)		
受取配当等の益金不算入額		
完全子法人株式等	, ,	1,500,000
関係法人株式等	, ,	1,816,985
完全子法人株式等及び 関係法人株式等以外の株式等	, ,	, 816,985
(減価償却について)		
自動車 a	, ,	, 53,025
通信設備 b	, 451,200	, ,
テーブル c	, , 0	, ,
椅子 d	, 210,000	, ,
パソコン e	1,000,000	, ,
(繰延資産について)		
公共的施設負担金	, 640,000	, ,
(交際費等について)		
接待飲食費に係るもの(注)	9,500,000	, ,
(注)控除対象外消費税額等を含まない金額		

## 第2問 答案用紙<2>

### (租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
接待飲食費以外に係るもの(注) (注)控除対象外消費税額等を含まない金額	4,100,000	, ,
控除対象外消費税額等に係るもの	, 40,000	, ,
(租税公課等について)		
前期末払法人税等取崩額	, ,	47,400,000
中間申告法人税等	150,750,000	, ,
当期末払法人税等増加額	237,000,000	, ,
法人税等調整額	, ,	8,000,000
法人税額から控除する源泉徴収 所得税・復興特別所得税	1,786,750	, ,
特別徴収道府県民税利子割	, 125,000	, ,
利子税・延滞金	, , 0	, ,
控除対象外消費税額等(注) (注)交際費等に係る控除対象外消費税額等を除く	, , 0	, ,
(退職給付引当金について)		
退職給付引当金の繰入	44,000,000	, ,
退職給付引当金の取り崩し	, ,	31,000,000
(その他申告調整)	. . . . .	. . . . .

## 第 2 問 答案用紙< 3 > (租 税 法)

(法人税額の計算)

所得金額	1, 100, 000, 000
法人税額	280, 500, 000
雇用者給与等 増加特別控除額	3, 000, 000
所得税額控除額及び 復興特別所得税額控除額	1, 786, 750
中間申告法人税額	123, 750, 000
納付すべき法人税額	151, 963, 200

(百円未満切り捨て)

### 問 2

	(単位：円) 加算すべき金額	減算すべき金額
1. 資産除去債務について		
減価償却について	, 20, 000	, ,
支払利息について	, 4, 000	, ,
2. 外貨建取引等について		
商品に係る期末評価	, , 0	, ,
買掛金に係る為替差損益	, , 0	, ,
長期貸付金に係る為替差損益	, 500, 000	, ,

## 第2問 答案用紙<4> (租税法)

### 問題2

#### 問1

(単位：円)

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 給与所得の金額        | 11,220,000 |
| (2) 一時所得の金額        | ,700,000   |
| (3) 雑所得の金額         | ,550,000   |
| (4) 分離課税の長期譲渡所得の金額 | 8,000,000  |

#### 問2

(単位：円)

- |   |          |             |
|---|----------|-------------|
| (1) 所得金額の計算   |          |             |
| ① 総所得金額   |          | 11,330,000  |
| ② 株式等に係る譲渡所得等の金額<br>(配当所得の申告分離課税を選択する場合は損益通算後の金額とし、損失の場合は金額の前に△を付すこと) |          | ,△400,000   |
| (2) 所得控除額の計算  |          |             |
| ① 医療費控除   | ,260,000 |             |
| ② 配偶者控除, 配偶者特別控除  | , , 0    |             |
| ③ 扶養控除  | ,760,000 |             |
| ④ 基礎控除その他の所得控除  | 805,000  |             |
| 所得控除合計  |          | XXX,XXX,XXX |
| (3) 課税総所得金額   |          | 9,505,000   |
| (4) 課税総所得金額に対する所得税額   |          | 1,600,650   |
| (5) 配当控除  |          | , , 0       |
| (6) 所得税額(基準所得税額)  |          | XXX,XXX,XXX |
| (7) 復興特別所得税額(基準所得税額の2.1%)   |          | ,33,613     |
- (千円未満切り捨て)  
(円未満切り捨て)

## 第2問 答案用紙<5>

### (租税法)

#### 問題3

#### 問1

(単位：円)

1. 課税資産(機械装置)の譲渡の対価の額(税抜き) , , 100,000
2. 課税売上割合の計算
- (1) 課税売上額 3,054,500,000
- (2) 免税売上額 XXX,XXX,XXX
- (3) 非課税売上額(有価証券等の譲渡対価の額の特例適用後) , 4,122,250
- (4) 課税売上割合の計算式の分子の額 XXX,XXX,XXX
- (5) 課税売上割合の計算式の分母の額 3,533,622,250
3. 課税仕入れ等に係る消費税額(課税貨物につき課された消費税額を含む。以下同じ)の計算
- (1) 課税仕入れ等に係る消費税額 XXX,XXX,XXX
- (2) (1)のうち課税資産の譲渡等のみに要するもの , 138,266,100
- (3) (1)のうちその他の資産の譲渡等のみに要するもの , , 12,600
- (4) (1)のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの , 2,066,400
4. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額の計算
- (1) 課税標準額 3,055,100,000  
(返品・値引等については、課税資産の譲渡等の金額から当該返品・値引等の額を控除する経理処理はしていない。)  
(千円未満切り捨て)
- (2) 課税標準額に対する消費税額 , 192,471,300
5. 納付すべき消費税額の計算
- (1) 控除対象仕入税額 , 140,125,860
- (2) 返還等対価に係る税額 , , 37,800
- (3) 納付すべき消費税額 , 52,307,600  
(百円未満切り捨て)

## 第2問 答案用紙<6>

### (租税法)

#### 問2

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 課税売上割合           | <input type="text" value="98."/> %                      |
| 2. 消費税率4%適用分の差引税額   | <input type="text" value=", 1,604,400"/> 円<br>(円未満切り捨て) |
| 3. 消費税率6.3%適用分の差引税額 | <input type="text" value=", 7,723,800"/> 円<br>(円未満切り捨て) |

各問題・問を通じてそれぞれ1点、合計60点



平成27年度公認会計士試験 租税法 【 解 説 】

第 一 問

問題 1

問 1 譲渡損益調整資産の譲渡による譲渡損益の繰延べ

内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額の繰延べの適用を受けた場合において、その譲渡を受けた法人がその譲渡損益調整資産を譲渡したときは、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。(法61の13②)。

A社がB社に甲土地を譲渡した際、A社とB社に完全支配関係があり、甲土地の譲渡直前の帳簿価額も1,000万円以上であったので、譲渡損益調整資産に該当して繰延べの適用を受けている。

その後、取引①において上記記載の事由が生じていることから、繰延べ他譲渡利益の戻入を解答する必要がある。

なお、法61の13はB社における甲土地の取得価額を減額する規定ではないので、B社における甲土地の取得価額は7,000万円であり、これを取引①において7,000万円で譲渡していることから、B社において課税所得は生じないことになる。

問 2 完全支配関係法人への寄附金

内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額（第25条の2（受贈益の益金不算入）（一略一）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額（一略一）の計算上益金の額に算入される第25条の2第2項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。(法37②)。

B社とC社は、一の者（A社）との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係にあるため完全支配関係があり（法22の七の六）、上記の適用を受けることになる。

問 3 個人から法人への資産の贈与

贈与（法人に対するものに限る。）により居住者の有する譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の譲渡所得の金額の計算については、その贈与が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす（所法59①）。

また、居住者が相続（限定承認に係るものを除く。）により取得した上記資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす（所法60①）。つまり、被相続人の取得費及び取得時期を引き継ぐことになる。

問 4 外国法人への特許権の貸与

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等に該当するものについては、消費税が免除される（消法7①）。

特許権については、権利の登録をした機関の所在地により、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定を行う（消令6五）ことから、設問の特許権使用料は国内取引に係るものであると思われるところ、「特許権等の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるもの」

クレール 無断複製・流布を禁じます

が輸出取引等の範囲の中に含まれており（消令 17②六）、外国法人に対するものはこれに類するものと考えられる。

**問題 2**

1. 正 (法人税法 39 条の 2)

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき外国子会社から受ける配当等の益金不算入の適用を受ける場合には、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2. 正 (消費税法 6 条)

国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合などを除く。）は、消費税が課されない（消費税法 6 条、別表第一）。

3. 誤 (消費税法 2 条 1 項八号、九号、6 条、)

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい（消費税法 2 条 1 項八号）、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、非課税とされるもの以外のものをいう（消費税法 2 条 1 項九号）。そして、事業者は国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある（消法 5①）。

麻薬の販売は法律で禁止されているものではあるが、そうであっても上記の資産の譲渡等及び課税資産の譲渡等の定義に該当する。そのため、消費税は課税される。

4. 誤 (法人税法 24 条)

法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株主等である内国法人がその法人の解散により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、配当等の額とみなされる。

設問では、解散に基づき土地の交付を受けているが、上記のとおり交付金銭等には現金以外の資産も含まれるため、A社が所有するB社株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当等の額とみなされることになる。

5. 誤 (所得税法 2 条 1 項三十四号、三十四の二号、9 条 1 項十六号)

控除対象扶養親族とは扶養親族のうち年齢 16 歳以上の者をいい(所得税法 2 条 1 項三十四の二号)、扶養親族とは居住者の配偶者意外の親族など（青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が 38 万円以下である者をいう。

QはPから現金 500 万円の贈与を受けているが、その贈与は所得税が非課税とされ（所得税法 9 条 1 項十六号）、それ以外は給与所得 10 万円のみであることから上記に該当し、QはPの控除対象扶養親族となる。

## 第二問

### 問題1

#### 問1

#### 1. 受取配当等

《計算過程等》

受取配当等の益金不算入額

(1) 完全子法人株式等 1,500,000

(2) 関係法人株式等

① 配当等の額 2,000,000

② 控除負債利子

イ 支払利子総額

$$19,600,000 + 735,000 = 20,335,000$$

ロ 控除負債利子

$$20,335,000 \times 0.009 = 183,015$$

③ 益金不算入額

$$2,000,000 - 183,015 = 1,816,985$$

(3) 完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等

① 配当等の額

$$1,000,000 + 4,000,000 \times \frac{1}{4} = 2,000,000$$

②

控除負債利子

$$20,335,000 \times 0.018 = 366,030$$

③ 益金不算入額

$$(2,000,000 - 366,030) \times 50\% = 816,985$$

(1) 完全子法人株式等に係る配当等の益金不算入

完全子法人株式等につき受ける配当等の額については、負債の利子を控除せず、その全額を益金不算入とする（法法 23①④一）。この場合における完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間中継続して内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）の株式又は出資をいう（法法 23⑤）。

(2) 関係法人株式等に係る配当等の益金不算入

関係法人株式等につき受ける配当等の額については、負債の利子を控除した残額を益金不算入とする（法法 23①④二）。この場合における関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の25%以上を配当等の額の計算期間の末日以前6ヶ月以上継続して保有する場合のその株式又は出資をいう（法法 23⑥）。

(3) 証券投資信託の収益の分配（外貨建等証券投資信託）

信託財産のうち、外貨建資産割合（信託財産のうち外貨建資産の占める割合）又は非株式割合（信託財産のうち株式以外の資産の占める割合）が50%超75%以下のものに運用する投資信託を外貨建等証券投資信託といい、収益分配金のうち益金不算入とされる割合は、4分の1となる（法令 19 の 2①, ②）。

(4) 控除負債利子

① 対象となる支払利子

借入金の利子や営業保証金（預り金）の利子は支払利子に含まれる（法令21、法基通

3-2-1) が、利子税及び納期限延長に係る延滞金は支払利子に含まれない(法基通3-2-2)。

なお、退職給付費用は全額が損金不算入となるため、支払利子には含めない。

② 簡便法による控除負債利子

本問では、控除負債利子の計算方法として簡便法が指定されている。簡便法は、当期の支払利子総額をその他の株式等と関係法人株式等に分けて計算する(法令22③)。

イ その他の株式等の配当等から控除する金額

当期の支払利子総額×A/C (割合を計算=小数点以下3位未満切捨)

ロ 関係法人株式等の配当等から控除する金額

当期の支払利子総額×B/C (割合を計算=小数点以下3位未満切捨)

A = 基準年度(平成22年4月1日から平成24年3月31日の間に開始する事業年度)におけるその他の株式等に係る原則法で計算した控除負債利子の額

B = 基準年度における関係法人株式等に係る原則法で計算した控除負債利子の額

C = 基準年度の支払利子総額

なお、控除割合が記載してあるので端数処理のみを行えばよい。

2. 減価償却

《計算過程等》

自動車 a

(1) 償却限度額

①  $(125,000 + 106,050) \times 0.417 = 96,347$

②  $2,000,000 \times 0.05776 = 115,520$

③ ① < ② ∴  $(125,000 + 106,050) \times 0.500 = 115,525$

(2) 償却超過額認容

$115,525 - 62,500 = 53,025 < 106,050$  ∴ 53,025 (減算)

通信設備 b

(1) 償却限度額

①  $(4,500,000 + 300,000) \times 0.333 = 1,598,400$

②  $(4,500,000 + 300,000) \times 0.09911 = 475,728$

③ ① > ② ∴  $1,598,400 \times \frac{9}{12} = 1,198,800$

(2) 償却超過額

$(1,350,000 + 300,000) - (1) = 451,200$  (加算)

テーブル c

$80,000 < 100,000$  ∴ 少額減価償却資産に該当する。

椅子 d

(1) 判定

$240,000 \geq 200,000$  ∴ 一括償却資産に該当しない。

(2) 償却限度額

①  $240,000 \times 0.250 = 60,000$

②  $240,000 \times 0.07909 = 18,981$

③ ① > ② ∴  $60,000 \times \frac{6}{12} = 30,000$

(3) 償却超過額 240,000-(1)=210,000 (加算)
パソコン e
(1) 判定
① 150,000 ≥ 100,000 ∴ 少額減価償却資産には該当しない。
② 150,000 < 200,000 ∴ 一括償却資産には該当。
(2) 損金算入限度額
$1,500,000 \times \frac{12}{36} = 500,000$
(3) 超過額
1,500,000-(1)=1,000,000 (加算)

(1) 繰越償却超過額

減価償却費として損金の額に算入する金額は、損金経理額に限られるが、この損金経理額には繰越償却超過額が含まれる（法31④）。

(2) 減価償却資産に係る付随費用

損金経理した付随費用は、会社が減価償却して当該減価償却資産の帳簿価額を減額したものとして取り扱う。（法基通 7-5-1）。

(3) 少額減価償却資産

少額減価償却資産につき、取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（法令133）。

なお、取得価額が10万円未満か否かの判定は、通常取引される1取引単位ごとに判定する（法基通 7-1-11）。本問では、テーブルは会議用であり椅子は応接用であり、また、通常別々に取引されているため、別々に判定を行うことになる。テーブルの単価は10万円未満であるため少額減価償却資産に該当するが、椅子は4脚が1セットであり20万円以上であるため、少額減価償却資産のほか一括償却資産にも該当しない。

(4) 一括償却資産

減価償却資産で取得価額が20万円未満のもの（リース資産及び少額減価償却資産の損金算入の適用を受けるものを除く。）について、通常の減価償却計算との選択適用で、その取得価額の合計額（一括償却対象額）を3年間で損金算入することができる（法令133の2）。

本問では、パソコンがこれに該当する。

### 3. 繰延資産

《計算過程等》

(1) 償却限度額
$720,000 \times \frac{8\text{月}}{6\text{年} \times 12\text{月}} = 80,000$
(2) 償却超過額
720,000-(1)=640,000 (加算)

本問の舗装費用は、「自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出」として税法固有の繰延資産に該当する（法令14①六イ）。

均等償却に係る償却期間は、「一般の人も利用」していることから耐用年数の4/10相当の

年数となるが、設問に記載されている6年を使用すればよい。

#### 4. 交際費等

《計算過程等》

交際費等の損金不算入額（加算）

(1) 接待飲食費に係るもの（控除対象外消費税額等を含まない金額）

① 接待飲食費の額

$$16,000,000 + 3,000,000 = 19,000,000$$

② 限度額

$$\text{①} \times 50\% = 9,500,000$$

③ 損金不算入額

$$\text{①} - \text{②} = 9,500,000$$

(2) 接待飲食費以外に係るもの（控除対象外消費税額等を含まない金額）

① 支出交際費等の額

$$4,000,000 + 100,000 = 4,100,000$$

② 定額控除限度額 0

③ 損金不算入額

$$\text{①} - \text{②} = 4,100,000$$

(3) 控除対象外消費税額等に係るもの

$$50,000 - 20,000 \times 50\% = 40,000$$

(1) 飲食交際費

① 飲食費の範囲

飲食費は、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除く。）」とされており、飲食等のために支払う会場費も飲食費に含まれる（国税庁「接待飲食費に関するFAQ」Q2）。また、税抜経理方式を適用している場合における交際費等に係る控除対象外消費税の額のうち飲食費に係る金額は、飲食費の額に含まれることになる（平元.3.1個別通達12(注)3、国税庁「接待飲食費に関するFAQ」Q10）。

② 損金算入限度額

法人が支出する交際費等の額のうち、接待飲食費（少額交際費の適用を受けるものを除く。）の額の100分の50に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（措法61の4①）。

#### 5. 租税公課

《計算過程等》

前期未払法人税等取崩額

$$207,700,000 - (132,900,000 + 27,400,000) = 47,400,000 \text{ (減算)}$$

中間申告法人税等

$$123,750,000 + 27,000,000 = 150,750,000 \text{ (加算)}$$

当期末払法人税等増加額 237,000,000 (加算)

法人税等調整額

法人税等（源泉徴収所得税・復興特別所得税以外）

法人税額から控除する源泉徴収所得税・復興特別所得税

$$153,150 \times 1/2^{**} + 408,400 + 306,300 + 612,600 + (101,575 - 25,000) + (406,300$$

$-100,000) = 1,786,750$ ※ $1/2 > 2/6 \therefore 1/2$ 特別徴収道府県民税利子割 $25,000 + 100,000 = 125,000$ 利子税・延滞金 0 控除対象外消費税額等（交際費等に係る控除対象外消費税額等を除く） 0
--

(1) 納税充当金

期中増加額は、見積額であり期末現在債務未確定であるため、損金の額には算入されない。

取崩額について、納税充当金を取り崩して納付する租税のうち事業税については、損金算入されるにも関わらず会計上費用計上していないため、所得計算上、減算して損金の額に算入しなければならない。一方、引当超過による戻入益は、計上事業年度で損金不算入だから取崩して益金とした場合は益金不算入となるため、これも減算しなければならない。

(2) 法人税等調整額

税効果会計を適用した場合、一時差異に対応する法人税等調整額は企業会計上の税引前当期純利益の額に加算又は減算することになるが、この法人税等調整額は税務上においては益金の額又は損金の額に算入さないのので、申告調整により減算又は加算する。

(3) 復興特別所得税の取扱い

法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税の額とみなして、各事業年度の法人税の額から控除する（復興財源確保法 33②）。

また、復興特別所得税額の控除の規定の適用を受ける場合には、控除額に相当する金額は、損金の額に算入しない（復興財源確保法 63）。

(4) 資産に係る控除対象外消費税

消費税額等の処理について税抜経理方式を採用している場合において、資産に係る控除対象外消費税額等について次のいずれかに該当する場合には、損金経理を要件に発生事業年度の損金の額に算入される。

- イ その事業年度の課税売上割合が80%以上であること
- ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること
- ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること

本問では上記イに該当するので、損金算入限度額・超過額の計算の必要はない。

6. 退職給付会計

《計算過程等》

退職給付費用否認（加算） 44,000,000 過年度退職給付費用認容（減算） $15,000,000 + 16,000,000 = 31,000,000$
--

(1) 増加額の取扱い

期末に在籍する使用人の退職給付債務を退職給付引当金として計上しても確定債務ではないので損金の額に算入しない。

(2) 減少額の取扱い

① 一時金の支給

使用人の退職給与については、そでが特殊関係使用人に対するものでない限り、その支給額を支給額の確定した事業年度の損金の額に算入する。



② 確定給付企業年金掛け金の支払い

退職給付債務の一部又は全部を外部拠出年金によつた場合の当該年金掛金は、その支出した金額の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（法基通 9-3-1）。

## 7. 税額計算

《計算過程等》

- |   |  |
|---|--|
| (1) 所得金額                                | 1,100,000,000 (千円未満切捨て)  |
| (2) 法人税額                                | (1)×25.5%=280,500,000  |
| (3) 雇用増加の特別控除額                          |  |
| ① 判定                                    |  |
| イ 雇用者給与等支給増加割合                          |  |
|   | $\frac{1,230,000,000 - 1,200,000,000}{1,200,000,000} \geq 2\%$ |
| ロ 雇用者給与等支給額増加基準                         | 1,230,000,000 ≥ 1,212,000,000                                  |
| ハ 平均給与等支給額基準                            | 310,000 ≥ 306,000  |
| ニ 判定                                    | ∴ イ～ハをすべて満たしており適用あり  |
| ② 控除税額                                  |  |
| イ (1,230,000,000 - 1,200,000,000) × 10% | = 3,000,000  |
| ロ 280,500,000 × 10%                     | = 28,050,000   |
| ハ イ ≤ ロ                                 | ∴ 3,000,000  |
| (4) 差引法人税額                              | 280,500,000 - 3,000,000 = 277,500,000                          |
| (5) 法人税額計                               | 277,500,000  |
| (6) 控除所得税額                              | 1,786,750  |
| (7) 差引所得に対する法人税額                        | (5) - (6) = 275,713,250 → 275,713,200 (百円未満切捨て)                |
| (8) 中間申告分の法人税額                          | 123,750,000  |
| (9) 納付すべき法人税額                           | (7) - (8) = 151,963,200  |

(1) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法 42 の 12 の 4)

① 適用対象法人

青色申告書を提出する法人

② 対象事由

イ 国内雇用者に対して給与等を支給

ロ 雇用者給与等支給増加割合が 5%以上 (平成 27 年 4 月 1 日前に開始する事業年度の場合は、2%以上)

ハ 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上

ニ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超える

(注 1) 国内雇用者

法人の使用人 (役員の特殊関係者及び使用兼務役員を除く。)のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する一定の雇用者

(注 2) 雇用者給与等支給増加割合

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}}$$

(注3) 雇用者給与等支給額

$$\begin{array}{r} \text{国内雇用者に対する給与等の支給} \\ \text{額} \\ \text{(損金算入されるもの)} \end{array} \quad - \quad \begin{array}{l} \text{その給与等に充てるため} \\ \text{他の者から支払を受ける金額} \end{array}$$

(注4) 基準

雇用者給与等支給額

基準事業年度(平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始日の前日を含む事業年度)の国内雇用者に対する給与等の支給額(損金算入されるもの)

(注5) 比較雇用者給与等支給額

前期の国内雇用者に対する給与等の支給額(損金算入されるもの)

(注6) 平均給与等支給額

$$\frac{\text{当期の継続雇用者に対する給与等の支給額}}{\text{当期の継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数}}$$

※当期の継続雇用者

当期及び前期において給与等の支給を受けた国内雇用者

(注7) 比較平均給与等支給額

$$\frac{\text{前期の継続雇用者に対する給与等の支給額}}{\text{前期の継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数}}$$

問2

1. 資産除去債務（減価償却）

《計算過程等》

減価償却について

(1) 償却限度額

$$2,000,000 \times 0.100 \frac{12}{12} = 200,000$$

(2) 償却超過額

$$220,000 - (1) = 20,000 \text{ (加算)}$$

支払利息について

$$\text{支払利息否認 (加算)} \quad 4,000$$

(1) 減価償却資産の取得価額

購入した減価償却資産の取得価額は、その産の購入の代価（取得原価に加算すべき付随費用があるときはこれを加算した額）とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額（事業供用費用）の合計額とする。

資産除去債務に係る除去費用は、上記のいずれにも該当しないため取得価額に含まれず、その含まれない金額により償却限度額の計算を行うことになる。

(2) 支払利息

その事業年度の費用のうち、償却費以外の費用で期末までに債務の確定しているものは、原則としてその事業年度の損金の額に算入される（法2③二）。

期末までに債務が確定しているものとは、原則として次の要件の全てに該当するものとする（法基通2-2-12）。

- ① 期末までにその費用に係る債務が成立していること。
- ② 期末までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- ③ 期末までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

資産除去債務に係る利息費用は上記の要件を満たさないため、損金の額に算入されない。

## 2. 外貨建取引等

### 《計算過程等》

#### 商品に係る期末評価

※外貨建資産等に該当しない。

#### 買掛金に係る為替差損益

(1) 税務上円換算額

$110 \times 10,000 \text{ ドル} = 1,100,000$

(2) 会計上期末帳簿価額

1,100,000

(3) (1) - (2) = 0

#### 長期貸付金に係る為替差損益

(1) 税務上円換算額

$115 \times 100,000 \text{ ドル} = 11,500,000$

(2) 会計上期末帳簿価額

$11,500,000 - 500,000 = 11,000,000$

(3) (1) - (2) = 500,000 (加算)

### (1) 商品の期末評価

#### ① 期末評価

期末において有する棚卸資産の価額は、法人が棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額とする（法法 29）。評価方法は下記によるものとし、法人の営む事業の種類ごとに、かつ、棚卸資産の区分ごとに選定し適用しなければならない（法令 28、29①）。

イ 原価法

ロ 低価法

#### ② 棚卸資産の評価の方法の届出・法定評価方法

内国法人は、確定申告書の提出期限までに、棚卸資産につき、事業の種類及び棚卸資産の区分ごとに、そのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない（法令 29②）。

届け出ない場合等の場合は、最終仕入原価法による原価法（法定評価方法）で評価によることになる（法令 31）。

### (2) 期末における外貨建資産等の換算

期末において外貨建資産・負債を有している場合の期末円換算額は、下記の換算方法は下記により計算した金額とする（法法 61 の 9）。なお、商品は外貨建資産等に該当しない。

#### ① 換算方法

期末において有する外貨建資産等の円換算方法については以下の 2 つの方法がある。

イ 発生時換算法

ロ 期末時換算法

#### ② 外貨建資産等の種類とその換算方法（法法 61 の 9 ①、法令 122 の 4、122 の 5、122 の 7）

期末において、外貨建資産等を有する場合には、以下の区分に応じ、それぞれに掲げる換算方法のうち、そのよるべき換算方法を選定し、税務署長に届け出なければならない。

区 分		換 算 方 法	
		発生時換算法	期末時換算法
外貨建債権 債務	短 期	○	◎
	上 記 以 外	◎	○
外貨建有価証券	売買目的有価証券	×	○
	償還有価証券	◎	○
	上 記 以 外	○	×
外 貨 預 金	短 期	○	◎
	上 記 以 外	◎	○
外 国 通 貨		×	○

本問では、買掛金は短期の外貨建債務に該当するので期末時換算法により換算し、長期貸付金は短期以外の外貨建債権に該当するので発生時換算法により換算することになる。

③ 期末換算差損益の取扱い

期末に保有する外貨建資産等（期末時換算法により換算するものに限る）の期末時換算法による円換算額とその時の帳簿価額との差額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する（法法 61 の 9②）。

問題 2

問 1

1. 給与所得

《計算過程等》

(1) 収入金額 $13,000,000 + (200,000 - 150,000) \times 12 = 13,600,000$
(2) 給与所得控除額 $2,200,000 + (13,600,000 - 10,000,000) \times 5\% = 2,380,000$
(3) $(1) - (2) = 11,220,000$

(1) 役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料

使用者がその役員に対して貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額(月額)は、一定の場合を除き、使用者が他から借り受けて貸与した住宅等で当該使用者の支払う賃借料の額の 50% 相当額とする(所基通 36-40)。この金額よりも低額の家賃を支払っている場合、差額は給与等に係る経済的利益とされる。

(2) 給与所得控除額

本問では、問題文に給与所得控除額の速算表が与えられているので、これに基づいて給与所得控除額を計算すればよい。

2. 一時所得

《計算過程等》

(1) 総収入金額 3,000,000
(2) 支出した金額 $2,000,000 - 200,000 = 1,800,000$
(3) 特別控除額 $(1) - (2) = 1,200,000 > 500,000 \therefore 500,000$
(4) $(1) - (2) - (3) = 700,000$

(1) 生命保険契約に基づく満期一時金

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で下記の特徴を有する(所法 34)。

- ① 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得
  - ② 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの
- 生命保険契約に基づく一時金は上記に該当するので、一時所得に含まれる。

(2) 一時所得の計算

一時所得の金額は、次の算式により計算した金額とする(所法 34②)。

$$\text{一時所得} = \text{総収入金額} - \frac{\text{その収入を得るために支出した金額}}{\text{特別控除額*}} \quad (\text{50万円限度})$$

特別控除額は 50 万円を限度とするので、支出した金額控除後の金額が 50 万円に満たない場合は、その支出した金額控除後の金額相当額が特別控除額となる。

### 3. 雑所得

《計算過程等》

- |  |
|--|
| (1) 総収入金額<br>400,000 + 150,000 = 550,000 |
| (2) 必要経費 0                               |
| (3) (1) - (2) = 550,000                  |

#### (1) 雑所得の範囲

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう（所法 35）。

講演料等に係る所得は、事業から生じたと認められるものを除き、雑所得に該当する（所基通 35-2）。また、K社に対する貸付金の利子も利子所得に該当しないことから、雑所得として取り扱うことになる。

### 4. 譲渡所得

《計算過程等》

$40,000,000^{**} - 32,000,000 = 8,000,000$ （分長）
$※ 40,000,000 \geq 65,000,000 \times \frac{1}{2} \therefore \text{対価課税}$

#### (1) みなし譲渡

居住者が譲渡所得の基因となる資産を法人に対し低額譲渡した場合には、時価で譲渡したものとみなす（所法 59①）。

本問では、法人であるK社に対し時価 65,000,000 円の 1/2 以上である譲渡対価 40,000,000 円で譲渡しているため低額譲渡に該当しない。そのため、実際の譲渡対価を基に譲渡所得を計算する。



問2

1. 各種所得の金額

《計算過程等》

- |  |
|--|
| (1) 判定<br>0% < 総合課税した場合の超過累進税率 33%以上 - 配当控除 10%<br>∴ 配当等につき申告分離課税を選択したうえで譲渡損失と損益通算を行う。 |
| (2) 総所得金額<br>11,980,000 - 650,000 = 11,330,000   |
| (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額<br>△1,200,000 + 800,000 = △400,000                                  |

(1) 配当所得に対する課税

配当所得は総所得金額に含まれて超過累進税率の適用により所得税が課税される。この場合、配当控除の適用がある。

一方、一定の上場株式等の配当等に係る配当所得については分離課税とすることができる（措法8の4）。この場合においては、問題文に記載されているとおり上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得の金額を通算することができる（措置法37の12の2）。ただし、配当控除は適用されない。

以上から、本問においては下記の2つから有利選択を行う必要がある。

① 総合課税を適用

配当所得 × 超過累進税率 - 配当控除

② 申告分離課税を適用

(配当所得 - 株式等に係る譲渡所得等の損失額) × 15%

①については、給与所得と事業所得を通算したとしても所得は1,000万円以上となり、超過累進税率は少なくとも33%となり、また、所得控除を控除した課税総所得金額等の一部も1,000万円を超えるため、配当控除の一部は控除率が5%となる。その結果、①を選択した場合は概ねの税負担率は33% - 5% = 28%となる。これに対し②の場合は配当所得よりも株式等に係る譲渡所得等の損失額の方が大きいため、配当に係る課税所得は生じなくなる。

以上の結果、②を選択した方が丁の税負担額が納税者有利になる。

2. 医療費控除

《計算過程等》

- |   |
|---|
| (1) 医療費の支出額<br>400,000 - 40,000 = 360,000                                       |
| (2) 医療費控除額<br>(1) - 100,000* = 260,000<br>※ 11,330,000 × 5% > 100,000 ∴ 100,000 |

(1) 医療費控除の額

医療費控除額は、下記の算式により計算した金額である。

(支出した医療費 - 保険金等で補てんされる部分の金額) - 足切限度額\*

※ 足切限度額

課税標準の合計額 × 5% と 10万円のいずれか少ない方

(2) 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費は、居住者または居住者と生計を一にする配偶者その他の

親族に係る医療費である。別居している親族であっても生計を一にしている場合は、負担した医療費は医療費控除の対象となる。

### 3. 配偶者控除・配偶者特別控除

《計算過程等》

配偶者控除
(1) 妻の所得金額
$1,500,000 - 650,000^* = 850,000$
※ $1,500,000 \times 40\% = 600,000 < 650,000 \quad \therefore 650,000$
(2) 判定
$850,000 > 380,000 \quad \therefore$ 適用なし
配偶者特別控除
$850,000 > 760,000 \quad \therefore$ 適用なし

#### (1) 配偶者控除

居住者の配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、配偶者控除として原則 380,000 円を控除する。

控除対象配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下のものをいう。なお、合計所得金額とは、損失の繰越控除を適用する前の所得金額の合計額をいう。

#### (2) 配偶者特別控除

配偶者（合計所得金額が 76 万円未満であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、所得金額からその配偶者の区分に応じた控除金額を控除する（所法 83 の 2 ①）。

### 4. 扶養控除

《計算過程等》

扶養控除
長女 $0 \leq 380,000 \quad \therefore$ 適用あり $\rightarrow 380,000$
母 $840,000 - 700,000 = 140,000 \leq 380,000 \quad \therefore$ 適用あり $\rightarrow 380,000$

#### (1) 扶養控除

居住者が控除対象扶養親族を有する場合、その控除対象扶養親族 1 人につき原則 380,000 円を控除する。

控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得金額が 38 万円以下のものをいう。

## 5. 納付税額

《計算過程等》

- (1) 課税総所得金額  
 $11,330,000 - (260,000 + 380,000 + 380,000 + 805,000) = 9,505,000$  (千円未満切捨て)
- (2) 算出税額  
 $1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% + (9,505,000 - 9,000,000) \times 33\% = 1,600,650$
- (3) 復興特別所得税額  
 $(2) \times 2.1\% = 33,613$
- (5) 合計  
 $(2) + (3) = 1,634,263 \rightarrow 1,634,200$  (百円未満切捨て)

- (1) 課税総所得金額  
所得控除額の合計額を総所得から控除し、控除後の金額は千円未満の端数を切捨てる。
- (2) 所得税額の計算  
課税総所得金額については、超過累進税率を適用して所得税額を計算する（所法 89①）。
- (3) 配当控除  
配当等につき申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はない。
- (4) 復興特別所得税  
復興特別所得税額は下記の算式による（復興財源確保法13）。なお、基準所得税額とは居住者の場合、その年における全ての所得に対する所得税額の合計額をいう（復興財源確保法10）。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

**問題 3**

**問 1**

1. 下取りされた課税資産（機械装置）の譲渡対価の額  
《計算過程等》

$$(2,000,000 - 1,892,000) \times \frac{100}{108} = 100,000$$

仕訳において減価償却累計額がないことから、仕訳の貸方1行目の2,000,000円が帳簿価額であり、ここから借方2行目の固定資産売却損1,892,000円を差し引いた金額が譲渡対価となる。

経理処理は税込方式が採用されているが、問で求められているのは税抜きの金額であるため、割り戻す必要がある。

2. 課税売上割合

《計算過程等》

<p>(1) 課税売上高</p> <p>① 課税売上高  <math>\{3,769,000,000 - 475,000,000 + 5,400,000 + (2,000,000 - 1,892,000)\}</math></p> <p><math>\times \frac{100}{108} = 3,055,100,000</math></p> <p>② 返還等の税抜対価  <math>648,000 \times \frac{100}{108} = 600,000</math></p> <p>③ ① - ② = 3,054,500,000</p> <p>④ 輸出免税売上高 475,000,000</p> <p>⑤ ③ + ④ = 3,529,500,000</p> <p>(2) 非課税売上高  <math>1,666,000 + 49,125,000 \times 5\% = 4,122,250</math></p> <p>(3) 課税売上割合</p> $\frac{3}{5} \times \frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{3,529,500,000}{3,533,622,250} = 0.9988 \geq 95\%$ <p><math>29,500,000 &gt; 500,000,000 \quad \therefore \text{仕入れ税額の按分必要}</math></p>
---

- (1) 輸出売上高  
輸出売上高は、課税売上ではあるが消費税が含まれていないため課税標準額に含める必要はない。
- (2) 法人の役員に対する資産の贈与  
法人がその役員に対して、資産を贈与した場合は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準となる（消法4④二、28①、②二）。
- (3) 売上債権等売却損  
売掛債権のファクタリングの譲渡は、非課税資産の譲渡等に該当する（消法6①、消令9①四）。ただし、課税売上割合の算定にあたっては、金銭債権のうち資産の譲渡等を行った者がその資産の譲渡等の対価として取得したものについては、譲渡分母の資産の譲渡等の対価の額に含まない（消令48②二）。

また、上記以外の金銭債権（貸付金など）の譲渡をした場合には、課税売上割合の算定の際に分母に算入すべき非課税売上高の算定に当たっては、その金銭債権の譲渡の対価の額の5%相当額とする（消令48⑤）。

### 3. 課税仕入れ等に係る消費税額

《計算過程等》

#### (1) 課税仕入れ等の税額の区分

##### ① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

###### イ 課税仕入れ等の額

$$(2,050,000,000 - 160,000,000) + 32,076,000 + 48,600,000 + 243,000,000 + 5,400,000 = 2,219,076,000$$

###### ロ 税額

$$イ \times \frac{6.3}{108} + 8,820,000 = 138,266,100$$

##### ② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$216,000 \times \frac{6.3}{108} = 12,600$$

##### ③ 共通して要するもの

$$(3,564,000 + 31,860,000) \times \frac{6.3}{108} = 2,066,400$$

##### ④ ①+②+③=140,345,100

#### (2) 控除対象仕入れ税額（問題の条件により課税売上割合は90%で計算する。）

##### ① 個別対応方式

$$(1)① + (1)③ \times 90\% = 140,125,860$$

##### ② 一括比例配分方式

$$(1)④ \times 90\% = 126,310,590$$

##### ③ ① > ② ∴ 140,125,860

#### (1) 課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額の按分の要否

平成24年4月1日以後に開始する課税期間において、課税期間における課税売上高が5億円を超えるときは、課税売上割合が95%以上であっても仕入税額の按分を要する。

本問の課税期間は自平成26年4月1日 至平成27年3月31日であり、平成24年4月1日以後であるため、課税売上割合が95%以上であっても、課税期間における課税売上高が5億円を超えるかどうかの確認が必要になる。

#### (2) 旅費交通費

事業者が使用人等で通勤者である者に支給する通勤手当（定期券等の支給など現物による支給を含む。）のうち、当該通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとした場合に、その通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当する（消基通11-2-2）。

設問における通勤費は、所得税法の非課税限度額を超えているものの「通勤に通常必要と認められる部分の金額である」という記載があることから、すべて上記に該当して課税仕入れとなる。

#### (3) 支払運賃

外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供を含む）は輸出免税の対象となるため、

対価の支払い側においては課税仕入れに該当しない。

4. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額  
《計算過程等》

(1) 課税標準額	
3,055,100,000 (千円未満切捨て)	
(2) 課税標準額に対する消費税額	
$3,055,100,000 \times 6.3\% = 192,471,300$	

5. 納付すべき消費税額 (中間納付税額控除前)  
《計算過程等》

(1) 課税標準額に対する消費税額	192,471,300
(2) 控除税額計	
① 控除対象仕入れ税額	140,125,860
② 返還等対価に係る消費税額	$648,000 \times \frac{6.3}{108} = 37,800$
③ ①+②	140,163,660
(3) 納付すべき消費税額 (中間納付税額控除前)	
(1)-(2)	52,307,600 (百円未満切捨て)

問2

1. 課税売上割合

《計算過程等》

(1) 課税売上高

① 課税売上高

$$80,000,000 + 520,000,000 = 600,000,000$$

② 輸出免税売上高 37,000,000

④ ①+②=637,000,000

(2) 非課税売上高 13,000,000

(3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{637,000,000}{650,000,000} = 0.98 \geq 95\%$$

$$637,000,000 > 500,000,000 \therefore \text{仕入れ税額の按分必要}$$

(1) 課税売上割合が95%以上の場合の仕入れ税額の按分の要否

平成24年4月1日以後に開始する課税期間において、課税期間における課税売上高が5億円を超えるときは、課税売上割合が95%以上であっても仕入れ税額の按分を要する。

本問の課税期間は自平成26年4月1日至平成27年3月31日であり、平成24年4月1日以後であるため、課税売上割合が95%以上であっても、課税期間における課税売上高が5億円を超えるかどうかの確認が必要になる。

なお、課税売上割合の計算においては5%適用分と8%適用分を別々には計算せず、合計で割合の計算を行う。

2. 消費税率4%適用分の差引税額

《計算過程等》

(1) 課税標準額に対する消費税額

$$80,000,000 \times 4\% = 3,200,000$$

(2) 控除対象仕入れ税額

① 個別対応方式

イ 課税資産の譲渡等にのみ要するもの

$$41,370,000 \times \frac{4}{105} = 1,576,000$$

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$525,000 \times \frac{4}{105} = 20,000$$

ハ 控除対象仕入れ税額

$$\text{イ} + \text{ロ} \times 98\% = 1,595,600$$

② 一括比例配分方式

$$(42,000,000 \times \frac{4}{105}) \times 98\% = 1,568,000$$

③ 判定	① > ② ∴ 1,595,600
(3) 差引税額	
(1) - (2) = 1,604,400	

3. 消費税率 6.3%適用分の差引税額

《計算過程等》

(1) 課税標準額に対する消費税額	
$520,000,000 \times 6.3\% = 32,760,000$	
(2) 控除対象仕入れ税額	
① 個別対応方式	
イ 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	
$397,440,000 \times \frac{6.3}{108} = 23,184,000$	
ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	
$32,400,000 \times \frac{6.3}{108} = 1,890,000$	
ハ 控除対象仕入れ税額	
$イ + ロ \times 98\% = 25,036,200$	
② 一括比例配分方式	
$(432,000,000 \times \frac{6.3}{108}) \times 98\% = 24,696,000$	
③ 判定	① > ② ∴ 25,036,200
(3) 差引税額	
(1) - (2) = 7,723,800	